

手続ご案内資料

治療用装具を製作された皆さまへ

各種保険別の申請書類と窓口のご案内

01 治療用装具 申請手続きの共通フロー

02 全国健康保険協会（協会けんぽ）の手続き

03 組合保険（健康保険組合）・共済組合の手続き

04 国民健康保険（国保）の手続き

05 後期高齢者医療制度の手続き

06 生活保護（医療扶助）の手続き

07 労働災害・通勤災害（労災）の手続き

08 医療費助成制度を併用される方へのご案内

09 学校・園内でのケガ（日本スポーツ振興センター）

10 療養費申請における重要注意点 & チェックリスト

01

診察と作製指示

医療機関を受診し、医師の診察・処方に基づいて、装具製作会社へ作製指示が下されます。

02

作製・納品と書類受取

装具の納品（適合）時に全額（10割）を一旦支払い、領収書と合わせて「指示装着証明書」を受領します。

03

保険者への申請

指示装着証明書・領収書等の必要書類を揃え、ご加入の保険者窓口へ還付請求を行います。

04

払い戻し（還付）

支給承認後、一部負担金を差し引いた金額（7～9割）が指定口座へ払い戻されます。

手続きの概要

装具納品時にかかった費用の全額を一時的に自己負担し、事後に健保協会へ申請を行う（各支部へ郵送）ことで、自己負担割合を除いた差額の還付を受けることができます。

申請書の記入には、被保険者名義の振込先口座情報、健康保険の「記号」「番号」（資格確認書等）が必要です。マイナンバーによる申請も可能です。

申請に必要な書類

- ✓ 医師の指示証明書：「治療用装具製作指示装着証明書」（納品時に発行・原本）
- ✓ 領収書：装具製作会社が発行した、内訳のわかる原本
- ✓ 療養費支給申請書：協会けんぽ所定のもの
- ✓ 靴型装具の写真：靴型装具を製作した場合に限り、添付が必須
- ✓ 第三者行為傷病届：事故等第三者の行為によるケガの場合のみ添付

組合保険（健康保険組合）

対象：大企業等に勤務し、独自の健康保険組合に加入している方

お勤め先の健康保険担当係、または健康保険組合の窓口へ直接（または郵送で）申請書類を提出します。

提出書類：

- ✓ 医師が証明した「製作指示装着証明書」（原本）
- ✓ 装具製作会社発行の「領収書」（原本）
- ✓ 健保組合専用の「療養費支給申請書」（お勤め先から取寄）
- ✓ ※靴型装具の場合は「その現物写真」

共済組合（公務員・教職員など）

対象：公務員や私立学校教職員などで、共済組合に加入している方

所属している各共済組合の事務担当（各お勤め先等の共済係）に申請を行います。

提出書類：

- ✓ 医師が証明した「製作指示装着証明書」（原本）
- ✓ 装具製作会社発行の「領収書」（原本）
- ✓ 共済組合専用の「療養費支給申請書」（共済係から取寄）
- ✓ ※靴型装具の場合は「その現物写真」

🏠 市区町村の役場窓口にて申請

自営業や退職者等が加入する「国保」の手続きは、お住まいの市区町村役場の国民健康保険係にて直接行います（申請書は窓口にあります）。

▲注意：

お住まいの自治体（市区町村）によって、必要な持ち物や申請書類の書式が若干異なる場合がありますのでご注意ください。

🌐 窓口にご持参いただくもの

- ✓ 装具の納品時に受け取った「治療用装具製作指示装着証明書」の原本
- ✓ 装具製作会社発行の「領収書」の原本
- ✓ マイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせなど
- ✓ 世帯主名義の振込口座情報（預金通帳など）
- ✓ 靴型装具の場合は「その現物写真」
- ✓ 印鑑（スタンプ印不可。自治体により不要な場合もあり）

🏠 制度概要と特徴

対象：原則として75歳以上の方等

装具の納品時に代金の全額を一旦お支払いいただいた後、市区町村役場の後期高齢者医療の窓口へ申請し、自己負担額を除いた分が払い戻されます

ご本人様以外（ご家族等）が窓口手続きに行かれる場合、代理人の方の本人確認書類や委任状が必要となる場合がありますので、事前確認が推奨されます

📁 役場に持参する書類

- ✓ 医師の指示書：「治療用装具製作指示装着証明書」（原本）
- ✓ 領収書：装具製作会社が発行した、原本（内訳明細付き）
- ✓ 確認証：資格確認書、または資格情報のお知らせ
- ✓ 口座情報：預金通帳など、振込口座の情報のわかるもの
- ✓ 現物写真：靴型装具の場合のみ必須
- ✓ ※その他、マイナンバーカード・印鑑が必要な場合や、各種医療受給者証があれば自己負担分払い戻し用に合わせて持参してください。

📍 制度概要と特徴

対象：生活保護を受給されている方

治療用装具（または更生用の補装具）が必要となった場合、他の健康保険とは手続きの流れが異なり、原則として「事前申請および事前承認」が必要です。

📍 自己負担金について

自己負担金は原則として発生しません。福祉事務所の承認（給付決定）が下りた後、費用は福祉事務所から装具製作会社へ直接支払われます（代理受領・現物給付）。

📎 福祉事務所へ提出する書類

- ✓ 給付可否意見書：所轄の福祉事務所に患者様、もしくは病院様から手配していただきます
- ✓ 見積書：装具製作会社が作成した、規定料金に基づく詳細な見積書



重要：必ず「装具の作製を開始する前」に担当のケースワーカーへご相談ください。事前の申請がない場合は、給付の対象外となることがあります。

工作中や通勤時のケガは労災保険が適用

業務中または通勤中に発生したケガなどで装具が必要になった場合は、一般健康保険ではなく「労災保険」の対象となります。

かかった費用の全額を装具の納品時に一時的に自己負担し、あとでお勤め先を經由して所轄の労働基準監督署長に申請を行うことで払い戻しを受けます。

労災申請に必要な書類

※請求書の記入には口座番号（通帳等）が必要です。

- ✓ 医師記入・証明の：「治療用装具製作指示装着証明書」
- ✓ 領収書：装具製作会社発行の「領収書」（原本）
- ✓ 所定の請求用紙：
 - 労働災害の場合：療養の費用請求書 様式第7号(1)
- ✓ 申請用紙の書き方・手順
 - 1 個人情報を記入
 - 2 病院に提出し医師の処方欄に記入してもらう
 - 3 回収し申請手続きを行う

📄 還付申請の2つのステップ

【こども医療】【障害者医療】【ひとり親家庭医療】などの受給者証をお持ちの方は、自己負担分の払い戻し申請が可能です。

Step 1: 先に健康保険へ申請する

ご加入の健康保険（社保・国保等）にまず申請し、還付金を受け取ります。後日自宅に「支払決定通知書」が届きます。

Step 2: 市区町村役場へ自己負担分の申請をする

「支払決定通知書」等を持参の上、お住まいの役場にて自己負担（一部負担）分還付の手続きをします。

▲注意：健康保険へ申請する前に、必ず「指示装着証明書」と「領収書」のコピーを控えておいてください！

📄 市区町村役場への持参書類

- ✓ 医療受給者証：こども、障害、ひとり親家庭などの受給者証
- ✓ 資格確認書等：健康保険資格確認が可能なもの
- ✓ 医師の指示書のコピー：保険申請前にコピーしたもの
- ✓ 領収書のコピー：保険申請前にコピーしたもの
- ✓ 支払決定通知書：健康保険から送付される原本
- ✓ 口座情報：振込口座がわかるもの（預金通帳など）
- ✓ ※自治体によりマイナンバーカード、印鑑が必要になります。高額療養費該当時は必要書類が変わることがあります。

日本スポーツ振興センター 災害共済給付 還付申請の2つのステップ

保育園・幼稚園から高等専門学校までの児童・生徒が、通学途中や学校（園）内でケガをされた場合は、独自の給付制度が利用可能です。

制度に加入している学校等の場合、市区町村の各種医療費助成ではなく、学校を通して災害共済給付の申請を行います（装具代金の4割分が給付）。

Step 1: 先に健康保険へ申請する

ご加入の健康保険（社保・国保等）にまず申請し、還付金を受け取ります。後日自宅に「支払決定通知書」が届きます。

Step 2: 学校へ自己負担分の申請をする

申請に必要な書類

- ✓ 領収書のコピー：装具製作会社発行の領収書
- ✓ ※一般健康保険に申請する前に必ずコピーを控えてください。
- ✓ 災害共済給付金申請書：学校からお取り寄せください。
（別紙3(6)治療用装具/生血明細書）



靴型装具の写真提出

「靴型装具」を申請される場合は、支給審査のために現物の全体がはっきり分かる「写真」の提出が必要です。必ず全体を撮影し、印刷・添付してください。



提出前の事前コピー

医師の「指示装着証明書」と「領収書」の原本は、最初の健康保険への申請の際に回収されます。市区町村の医療費助成や学校共済給付等を利用する方は、事前に必ず全てコピーを控えてください。



申請期限

療養費の還付を申請する権利は、装具代金を支払った翌日から起算して「2年間」(保険の種類によっては異なる)で時効となります。これを超過すると払い戻しが一切受けられなくなります。お早めにお手続きください。また期限については各窓口へご確認ください。

確認項目	具体的な確認内容	チェック
証明書の原本	医師が記入・署名した「治療用装具製作指示装着証明書」の原本（コピー不可）	<input type="checkbox"/>
領収書の原本	装具製作会社が発行した「領収書」および「内訳明細書」の原本	<input type="checkbox"/>
提出用コピーの保管	医療費助成（こども等）や学校の災害共済等、別申請がある場合の原本コピーの保管	<input type="checkbox"/>
振込先口座の確認	療養費申請書に記入した振込先口座（原則として被保険者・世帯主名義）に誤りがないか	<input type="checkbox"/>

❓ 手続きでご不明な点はございませんか？

「コピーを忘れて提出してしまった」「申請窓口が不明」などご不明点がございましたら、ご処方いただいた病院の窓口、または弊社までご連絡ください。

📌 ご相談窓口について

各保険の申請手続きや要件、支給の可否などの詳細な審査結果につきましては、ご加入中の保険者（健康保険組合・協会けんぽ・市区町村役場等）の窓口へ直接お問い合わせください。